

○関東地方整備局告示第百十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和二年三月十六日

関東地方整備局長 石原 康弘

第1 起業者の名称 山梨県

第2 事業の種類 一般国道140号改築工事（新山梨環状道路東部区間Ⅰ期・山梨県甲府市小曲町字河原地内から同市落合町字曾根地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 山梨県甲府市小曲町字河原、字ゴンズ及び字外ゴンズ並びに落合町字曾根及び字田通地内
- 2 使用の部分 山梨県甲府市小曲町字河原、字ゴンズ及び字外ゴンズ並びに落合町字曾根及び字田通地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、山梨県甲府市小曲町字下五割地内から同市落合町字曾根地内までの延長1,570mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道140号改築工事（新山梨環状道路東部区間Ⅰ期）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当す

る。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第13条第1項の指定区間外の区間であり、また、起業者である山梨県は、同法第74条の規定による認可を受けており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道140号（以下「本路線」という。）は、埼玉県熊谷市を起点とし、山梨県南巨摩郡富士川町に至る延長約222kmの主要幹線道路である。山梨県内における本路線は、甲府市を始め、県内の主要都市を南北に縦貫し、県内の産業、経済、観光、社会、文化、生活、防災及び医療を支える道路として重要な役割を果たしている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、周辺に事業所、公共施設、住居等が存していることなどから、地域住民による地域内交通と都市間を移動する通過交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成31年2月に起業者が実施した渋滞状況調査によると、現道の笛南中北1交差点（笛吹市方面側）において最大渋滞長900m、最大通過時間約10分の渋滞が確認されている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。また、地震、水害等の災害時の緊急輸送路としての機能を有することや医療活動に寄与することも認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である山梨県知事が、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づき、平成24年12月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。

また、同評価や、同評価以降に新たに得られた知見を踏まえ平成25年及び平成26年に起業者が実施した動物及び植物に関する調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるチュウヒ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているゲンゴロウブナ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ、チュウサギ等、山梨県レッドデータブックに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシマヘビその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているタコノアシ及びカワデシャその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、シマヘビについては、走行車両と接触する可能性があるため、移動経路の確保等を実施することとしている。

本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認され

た場合は、起業者は、山梨県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づく4車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成25年3月7日に都市計画決定された都市計画と、のり面、交差点の隅切り部等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、甲府市長を会長とする新山梨環状道路整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 山梨県甲府市役所